

湖北地域消防組合個人情報の保護に関する法律等施行規則をここに公布する。

令和5年3月24日

湖北地域消防組合管理者 浅見 宣義

湖北地域消防組合規則第5号

湖北地域消防組合個人情報の保護に関する法律等施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）及び湖北地域消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年湖北地域消防組合条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な細則を定めるものとする。

(個人情報ファイル簿の様式)

第2条 法第75条第1項の個人情報ファイル簿は、個人情報ファイルについてこれを利用する事務ごとに作成する個人情報ファイル簿（単票）（様式第1号）の集合物とする。

(開示請求書等)

第3条 条例第3条の開示請求書に記載する事項として規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求の年月日

(2) 開示請求者の連絡先

(3) 代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人の氏名、住所及び連絡先並びに未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人の別

2 法第77条第1項の開示請求書は、保有個人情報開示請求書（様式第2号）によるものとする。

3 個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）第22条第3項の規定により、代理人が開示請求をする場合に代理人の資格を証明する書類として提示し、又は提出する委任状は、委任状（様式第3号）によるものとする。

(開示決定等に係る通知)

第4条 法第82条第1項又は第2項の規定による開示決定等に係る通知は、次の各号に掲げる開示決定等の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 法第82条第1項に規定する開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定 保有個人情報開示決定通知書（様式第4号）

(2) 法第82条第2項に規定する開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しない旨の決定 保有個人情報不開示決定通知書（様式第5号）

(開示決定等の期限の延長に係る通知)

第5条 法第83条第2項の規定による開示決定等の期限の延長に係る通知は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書（様式第6号）によるものとする。

（開示決定等の期限の特例延長に係る通知）

第6条 法第84条の規定による開示決定等の期限の特例延長に係る通知は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（様式第7号）によるものとする。

（事案の移送に関する手続等）

第7条 実施機関は、法第85条第1項の規定により事案を移送する場合は、移送をする他の行政機関の長等に対し、保有個人情報開示請求事案移送書（様式第8号）を交付するものとする。

2 法第85条第1項の規定による事案を移送した旨の通知は、保有個人情報開示請求事案移送通知書（様式第9号）によるものとする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等に係る各種通知及び意見書の提出手続）

第8条 法第86条第1項の規定による第三者に対して開示決定等をするに当たって行う通知は、意見照会書（様式第10号）によるものとする。

2 法第86条第2項の規定による第三者に対して開示決定に先立って行う通知は、意見照会書（様式第11号）によるものとする。

3 法第86条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者の意見書の提出は、当該第三者に関する情報の開示に賛成又は反対の意思を表示した保有個人情報の開示決定等に関する意見書（様式第12号）を提出して行うものとする。

4 法第86条第3項の規定による反対意見書を提出した第三者に対して開示決定後直ちに行う通知は、反対意見書に係る保有個人情報の開示決定に関する通知書（様式第13号）によるものとする。

（保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合における保有個人情報の開示の実施方法）

第9条 法第87条第1項の規定により、実施機関が、保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合における当該保有個人情報の開示の実施の方法を定めようとするときは、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法を定めるようにするものとする。

（1）音声データ 次のいずれかの方法

ア 電子計算機その他の専用機器により再生したものの聴取

イ 光ディスクその他の電磁的記録媒体（電磁的記録を記録する記録媒体をいう。以下この条において同じ。）に複製したものの交付

（2）映像データ（写真等を表示する画像データを含む。） 次のいずれかの方法

ア 電子計算機その他の専用機器により再生したものの視聴（写真等を表示する画像データにあつては、用紙に出力したものの閲覧を含む。）

イ 光ディスクその他の電磁的記録媒体に複製したもの（写真等を表示する画像データにあつては、用紙に出力したものを含む。）の交付

（3）前2号に掲げるもの以外の電磁的記録 次のいずれかの方法

ア 用紙に出力したものの閲覧又は交付

イ 光ディスクその他の電磁的記録媒体に複製したものの交付

ウ その他当該電磁的記録に応じて適切な方法

(開示の実施方法等の申出)

第10条 法第87条第3項の規定による開示の実施の方法等の申出は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書(様式第14号)によるものとする。

(開示請求に係る手数料の納付方法)

第11条 条例第6条第2項の規則で定める方法は、開示請求書を事務所に提出する場合にあっては現金で、郵送により提出する場合にあっては納付書又は切手で納付する方法とする。

(訂正請求書等)

第12条 条例第7条の訂正請求書に記載する事項として規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 訂正請求の年月日

(2) 訂正請求者の連絡先

(3) 代理人が本人に代わって訂正請求をする場合にあっては、当該本人の氏名、住所及び連絡先並びに未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人の別

2 法第91条第1項の訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書(様式第15号)によるものとする。

3 訂正請求書には、訂正請求に係る保有個人情報の内容が事実でないことを裏付ける客観的な資料を添付することができる。

4 令第29条において準用する令第22条第3項の規定により、代理人が訂正請求をする場合に代理人の資格を証する書類として提示し、又は提出する委任状は、委任状(様式第16号)によるものとする。

(訂正決定等に係る通知)

第13条 法第93条第1項又は第2項の規定による訂正決定等の通知は、次の各号に掲げる訂正決定等の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 法第93条第1項に規定する訂正請求に係る保有個人情報の訂正をする旨の決定
保有個人情報訂正決定通知書(様式第17号)

(2) 法第93条第2項に規定する訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしない旨の決定
保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書(様式第18号)

(訂正決定等の期限の延長に係る通知)

第14条 法第94条第2項の規定による訂正決定等の期限の延長に係る通知は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書(様式第19号)によるものとする。

(訂正決定等の期限の特例延長に係る通知)

第15条 法第95条の規定による訂正決定等の期限の特例延長に係る通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書(様式第20号)によるものとする。

(事案の移送に関する手続等)

第16条 実施機関は、法第96条第1項の規定により事案を移送する場合は、移送をする他の行政機関の長等に対し、保有個人情報訂正請求事案移送書(様式第21号)を交付するものとする。

2 法第96条第1項の規定による事案を移送した旨の通知は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書（様式第22号）によるものとする。

（保有個人情報の提供先への通知）

第17条 法第97条の規定による保有個人情報の提供先に対する訂正の実施をした旨の通知は、提供している保有個人情報の訂正決定に関する通知書（様式第23号）によるものとする。

（利用停止請求書等）

第18条 条例第10条の利用停止請求書に記載する事項として規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 利用停止請求の年月日

(2) 利用停止請求者の連絡先

(3) 代理人が本人に代わって利用停止請求をする場合にあっては、当該本人の氏名、住所及び連絡先並びに未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人の別

2 法第99条第1項の利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書（様式第24号）によるものとする。

3 利用停止請求書には、利用停止請求に係る保有個人情報法第98条第1項各号のいずれかに該当することを裏付ける客観的な資料を添付することができる。

4 令第29条において準用する令第22条第3項の規定により、代理人が利用停止請求をする場合に代理人の資格を証明する書類として提示し、又は提出する委任状は、委任状（様式第25号）によるものとする。

（利用停止決定等の通知）

第19条 法第101条第1項又は第2項の規定による利用停止決定等の通知は、次の各号に掲げる利用停止決定等の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 法第101条第1項に規定する利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をする旨の決定 保有個人情報利用停止決定通知書（様式第26号）

(2) 法第101条第2項に規定する利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしない旨の決定 保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書（様式第27号）

（利用停止決定等の期限の延長に係る通知）

第20条 法第102条第2項の規定による利用停止決定等の期限の延長に係る通知は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（様式第28号）によるものとする。

（利用停止決定等の期限の特例延長に係る通知）

第21条 法第103条の規定による利用停止決定等の期限の特例延長に係る通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（様式第29号）によるものとする。

（審査会への諮問）

第22条 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問は、次の各号に掲げる決定等の区分に応じ、当該各号に定める諮問書によるものとする。

(1) 開示決定等 諮問書（開示決定等）（様式第30号）

(2) 訂正決定等 諮問書（訂正決定等）（様式第31号）

(3) 利用停止決定等 諮問書（利用停止決定等）（様式第32号）

(4) 開示請求、訂正請求又は利用停止請求に係る不作為 諮問書（開示請求、訂正請求
又は利用停止請求に係る不作為）（様式第 3 3 号）

2 法第 1 0 5 条第 3 項において準用する同条第 2 項の規定による諮問をした旨の通知は、
諮問通知書（様式第 3 4 号）によるものとする。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（湖北地域消防組合個人情報保護条例施行規則の廃止）

第 2 条 湖北地域消防組合個人情報保護条例施行規則（平成 18 年湖北地域消防組合規則
第 42 号）は、廃止する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	
行政機関等の名称	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	
個人情報ファイルの利用目的	
記録項目	
記録範囲	
記録情報の収集方法	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)
	(所在地)

訂正及び利用停止に関する他の 法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に 該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案 の募集をする個人情報ファイル である旨		
行政機関等匿名加工情報の提案 を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工 情報に関する提案を受ける組織 の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工 情報に関する提案をすることが できる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報 が含まれているときはその旨		
備 考		

保有個人情報開示請求書

年 月 日

（実施機関の長等） あて

（ふりがな）

氏名

住所又は居所

〒 TEL ()

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

--

2 求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）

ア、イ又はウに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。 ＜実施の方法＞ ☐ 閲覧 ☐ 写しの交付 ☐ その他（ ） ＜実施の希望日＞ 年 月 日 イ 電子情報処理組織を使用した開示を希望する。 ウ 写しの送付を希望する。

3 本人確認等

ア 開示請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人

☐運転免許証 ☐健康保険被保険者証
☐個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）
☐在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
☐その他（ ）

※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

(ア) 本人の状況 ☐未成年者（ 年 月 日生） ☐成年被後見人
☐任意代理人委任者

(ウ) 本人の住所又は居所

オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。
請求資格確認書類 ☐委任状 ☐その他（ ）

委任状

(代理人)住所

氏名

上記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

- 1 個人情報の開示請求を行う権限
- 2 特定個人情報の開示請求を行う権限
- 3 開示請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 4 開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 5 開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 6 開示請求に係る個人情報及び特定個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定通知を受ける権限及び開示請求に係る個人情報及び特定個人情報の全部を開示しない旨の決定通知を受ける権限
- 7 開示の実施の方法その他政令で定める事項を申し出る権限及び開示の実施を受ける権限
- 8 開示請求に係る手数料の免除申請を行う権限並びに開示請求に係る手数料を免除する旨の決定通知を受ける権限及び開示請求に係る手数料を免除しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

(委任者)住所

氏名



連絡先電話番号

(注) 以下のいずれかの措置をとってください。

- ① 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り。)を添付する。
- ② 委任者の運転免許証、個人番号カード(ただし個人番号通知カードは不可)等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

文 書 番 号
年 月 日

（開示請求者） 様

（実施機関の長）

保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 8 2 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり開示することに決定したので通知します。

1 開示する保有個人情報（全部開示 ・ 部分開示）

--

2 不開示とした部分とその理由

--

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、湖北地域消防組合管理者に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、湖北地域消防組合管理者を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知ったから 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 開示する保有個人情報の利用目的

4 開示の実施の方法等(裏面(又は同封)の説明事項をお読みください。)

(1) 開示の実施の方法等

(2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所

期間： 月 日から 月 日まで(土・日曜、祝祭日を除く。)

時間：

場所：

(3) 電子情報処理組織を使用して開示を実施する場合

(4) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用(見込額)

様式第5号（第4条関係）

文 書 番 号
年 月 日

（開示請求者） 様

（実施機関の長）

保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、湖北地域消防組合管理者に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、湖北地域消防組合管理者を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第6号（第5条関係）

文 書 番 号
年 月 日

（開示請求者） 様

（実施機関の長）

保有個人情報開示決定等の期限の延長について（通知）

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第83条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

様式第7号（第6条関係）

文 書 番 号
年 月 日

（開示請求者） 様

（実施機関の長）

保有個人情報開示決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第84条の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
法第84条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日

様式第8号（第9条関係）

文 書 番 号
年 月 日

（他の行政機関の長等） 様

（実施機関の長）

保有個人情報の開示請求に係る事案の移送について

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、次のとおり移送します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示情報請求者氏名等	氏 名： 住所又は居所： 連絡先： 法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 本人の氏名 本人の住所又は居所
添付資料等	・ 開示請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	（複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨）

様式第9号（第7条関係）

文 書 番 号
年 月 日

（開示請求者） 様

（実施機関の長）

保有個人情報開示請求に係る事案の移送について（通知）

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条1項の規定により、次のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、次の移送先の行政機関等において行われます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：

様式第10号（第8条関係）

文 書 番 号
年 月 日

（第三者利害関係人） 様

（実施機関の長）

保有個人情報の開示請求に関する意見について（照会）

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の 名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に 含まれている（あなた、貴社等）に 関する情報の内容	
意見書の提出先	（課室名） （連絡先）
意見書の提出期限	年 月 日

様式第 1 1 号（第 8 条関係）

文 書 番 号
年 月 日

（第三者利害関係人） 様

（実施機関の長）

保有個人情報の開示請求に関する意見について（照会）

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 7 7 条第 1 項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第 8 6 条第 2 項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
法第 8 6 条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定の適用区分及びその理由	
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	（課室名） （連絡先）
意見書の提出期限	年 月 日

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

（実施機関の長等） あて

（ふりがな）

氏名又は名称

（法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名）

住所又は居所

（法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地）

年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示についての御意見	☐保有個人情報を開示されることについて支障がない。 ☐保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障(不利益)がある部分 (2) 支障(不利益)の具体的理由
連絡先	

文 書 番 号
年 月 日

（反対意見書を提出した第三者） 様

（実施機関の長）

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定について（通知）

（あなた、貴社等）から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 86 条第 3 項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、湖北地域消防組合管理者に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、湖北地域消防組合管理者を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知ったから 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第 14 号 (第 10 条関係)

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

(実施機関の長等) あて

(ふりがな)

氏名

住所又は居所

〒 TEL ()

個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 8 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり申出をします。

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

文書番号:

日 付:

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の 名称等	実施の方法	
	(1) 閲覧	①全部 ②一部 ()
	(2) 複写したものの 交付	①全部 ②一部 ()
	(3) その他 ()	①全部 ②一部 ()

3 開示の実施を希望する日

年 月 日 午前 ・ 午後

4 「写しの送付」の希望の有無

有 同封する郵便切手等の額 _____ 円

無

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

（実施機関の長等） あて

（ふりがな）

氏名

住所又は居所

〒 TEL ()

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第91条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1 訂正請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
2 請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他() ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)

ア 本人の状況 ☐ 未成年者(年 月 日生) ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他()
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 委任状 ☐ その他 ()

委任状

(代理人)住所

氏名

上記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

- 1 個人情報の訂正請求を行う権限
- 2 特定個人情報の訂正請求を行う権限
- 3 訂正請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 4 訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 5 訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 6 訂正請求に係る個人情報を訂正する旨の決定通知を受ける権限及び訂正請求に係る個人情報を訂正しない旨の決定通知を受ける権限
- 7 訂正請求に係る特定個人情報を訂正する旨の決定通知を受ける権限及び訂正請求に係る特定個人情報を訂正しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

(委任者)住所

氏名



連絡先電話番号

(注) 以下のいずれかの措置をとってください。

- ① 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り)を添付する。
- ② 委任者の運転免許証、個人番号カード(ただし個人番号通知カードは不可)等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

様式第 17 号（第 13 条関係）

文 書 番 号
年 月 日

（訂正請求者） 様

（実施機関の長）

保有個人情報の訂正をする旨の決定について（通知）

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 9 3 条第 1 項の規定により、次のとおり訂正することと決定したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	（訂正内容） （訂正理由）

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、湖北地域消防組合管理者に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、湖北地域消防組合管理者を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知ったから 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

文 書 番 号
年 月 日

（訂正請求者） 様

（実施機関の長）

保有個人情報の訂正をしない旨の決定について（通知）

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、次のとおり通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、湖北地域消防組合管理者に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、湖北地域消防組合管理者を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知ったから6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第 19 号（第 14 条関係）

文 書 番 号
年 月 日

（訂正請求者） 様

（実施機関の長）

保有個人情報訂正決定等の期限の延長について（通知）

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 9 4 条第 2 項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報 の名称等	
延長後の期間	日（訂正決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

様式第 2 0 号（第 1 5 条関係）

文 書 番 号
年 月 日

（訂正請求者） 様

（実施機関の長）

保有個人情報訂正決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 9 5 条の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報 の名称等	
法第 9 5 条の規定（訂正決定 等の期限の特例）を適用する 理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

様式第 2 1 号（第 1 6 条関係）

文 書 番 号
年 月 日

（他の行政機関の長等） 様

（実施機関の長）

保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 9 6 条第 1 項の規定により、次のとおり移送します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者名等	氏 名 : 住所又は居所 : 連絡先 : 法定代理人又は任意代理人による訂正請求の場合 本人の状況 ☐ 未成年者(年 月 日生) ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____
添付資料等	・ 訂正請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	(複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨)

様式第 2 2 号（第 1 6 条関係）

文 書 番 号
年 月 日

（訂正請求者） 様

（実施機関の長）

保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について（通知）

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、次の移送先の行政機関等において行われます。

訂正請求に係る保有個人情報 の名称等	
移送をした日	
移送の理由	
移送先の行政機関の長 等	（行政機関の長等） （連絡先） 担当課名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
備考	

様式第 2 3 号（第 1 7 条関係）

文 書 番 号
年 月 日

（他の行政機関の長等） 様

（実施機関の長）

提供をしている保有個人情報の訂正をする旨の決定について（通知）

（他の行政機関の長等）に提供している下記の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 9 2 条の規定により訂正を実施しましたので、同法第 9 7 条の規定により通知します。

訂正請求に係る保有個人情報 の名称等	
訂正請求者の氏名等保有 個人情報の特定する ための情報	（氏名、住所等）
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及 び理由	（訂正内容） （訂正理由）

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

（実施機関の長等） あて

（ふりがな）

氏名

住所又は居所

〒 TEL （ ）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第99第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
利用停止請求の趣旨及び理由	（趣旨） ☐ 第1号該当 → ☐ 利用の停止、 ☐ 消去 ☐ 第2号該当 → 提供の停止 （理由）

1 利用停止請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
2 請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他（ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）

ア	本人の状況	☐ 未成年者(年 月 日生)	☐ 成年被後見人
		☐ 任意代理人委任者	
	(ふりがな)		
イ	本人の氏名		
ウ	本人の住所又は居所		
4	法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他()		
5	任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 委任状 ☐ その他 ()		

委任状

(代理人)住所

氏名

上記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

- 1 個人情報の利用停止請求を行う権限
- 2 定個人情報の利用停止請求を行う権限
- 3 利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 利用停止請求に係る個人情報を利用停止する旨の決定通知を受ける権限及び利用停止請求に係る個人情報を利用停止しない旨の決定通知を受ける権限
- 6 利用停止請求に係る特定個人情報を利用停止する旨の決定通知を受ける権限及び利用停止請求に係る特定個人情報を利用停止しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

(委任者)住所

氏名



連絡先電話番号

(注) 以下のいずれかの措置をとってください。

- ① 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り)を添付する。
- ② 委任者の運転免許証、個人番号カード(ただし個人番号通知カードは不可)等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

文 書 番 号
年 月 日

（利用停止請求者） 様

（実施機関の長）

保有個人情報の利用停止をする旨の決定について（通知）

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 101 条第 1 項の規定により、次のとおり利用停止することに決定したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、湖北地域消防組合管理者に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、湖北地域消防組合管理者を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知ったから 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

文 書 番 号
年 月 日

（利用停止請求者） 様

（実施機関の長）

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定について（通知）

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 101 条第 2 項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、次のとおり通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、湖北地域消防組合管理者に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、湖北地域消防組合管理者を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知ったから 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第 28 号（第 21 条関係）

文 書 番 号
年 月 日

（利用停止請求者） 様

（実施機関の長）

保有個人情報利用停止決定等の期限の延長について（通知）

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 102 条第 2 項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報 の名称等	
延長後の期間	日（利用停止決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	

様式第 2 9 号（第 2 1 条関係）

文 書 番 号
年 月 日

（利用停止請求者） 様

（実施機関の長）

保有個人情報利用停止決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 1 0 3 条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報 の名称等	
法第 1 0 3 条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日

様式第30号（第22条関係）

文 書 番 号
年 月 日

（利用停止請求者） 様

（実施機関の長）

諮 問 書

個人情報の保護に関する法律第82条の規定に基づく開示決定等について、別紙のとおり審査請求があったので、同法第105条第1項の規定に基づき諮問します。

(別紙)

1 審査請求に係る保有個人情報 の名称等	
2 審査請求に係る開示決定等 (開示決定等の種類) ☐ 開示決定 ☐ 一部開示決定 (該当不開示条項) ☐ 不開示決定 (該当不開示条項)	(1) 開示決定等の日付、記号番号 (2) 開示決定等をした者 (3) 開示決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 保有個人情報開示請求書(写し) ② 保有個人情報の開示をする旨の決定について(通知)(写し)又は保有個人情報の開示をしない旨の決定について(通知)(写し) ③ 審査請求書(写し) ④ 理由説明書 ⑤ 開示の実施を行った保有個人情報に記載された行政文書等(写し) ⑥ その他参考資料
7 諮問庁担当課、担当者 名、電話番号、FAX番 号、メールアドレス、住所 等	

(注1) 2の「(開示決定等の種類)」については、該当する開示決定等の□をチェックすること。

また、一部開示決定又は不開示決定の場合には、該当不開示条項(個人情報の保護に関する法律第78条第1項各号、第81条又は文書不存在)を記載すること。

(注2) 4の「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適当と考えるため。」、「全部開示とすることが適当と考えるが、第三者の反対意見書が提出されているため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

(注3) 6の⑥の「その他参考資料」とは、例えば、第三者から反対意見書が提出されている場合の当該反対意見書や、行政不服審査法第11条の総代、第12条の代理人又は第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、個人情報の保護に関する法律第83条第2項又は第84条の規定に基づく開示決定等の期限に係る通知の写し等である。

様式第31号（第22条関係）

文 書 番 号
年 月 日

情報公開・個人情報保護審査会 御中

（実施機関の長）

諮 問 書

個人情報の保護に関する法律第93条の規定に基づく訂正決定等について、別紙のとおり審査請求があったので、同法第105条第1項の規定に基づき諮問します。

(別紙)

1 審査請求に係る保有個人情報 の名称等	
2 審査請求に係る訂正決定等 (訂正決定等の種類) ☐ 訂正決定 ☐ 不訂正示決定	(1) 訂正決定等の日付、記号番号 (2) 訂正決定等をした者 (3) 訂正決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 保有個人情報訂正請求書(写し) ② 保有個人情報の訂正をする旨の決定について(通知)(写し)又は保有個人情報の訂正をしない旨の決定について(通知)(写し) ③ 審査請求書(写し) ④ 理由説明書 ⑤ その他参考資料
7 諮問庁担当課、担当者 名、電話番号、FAX番 号、メールアドレス、住所 等	

(注1) 2の「(訂正決定等の種類)」については、該当する訂正決定等の□をチェックすること。

(注2) 4の「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適当と考えるため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

(注3) 6の⑤の「その他参考資料」とは、例えば、行政不服審査法第11条の総代、第12条の代理人又は第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、個人情報の保護に関する法律第94条第2項又は第95条の規定に基づく訂正決定等の期限に係る通知の写し等である。

なお、審査請求人から訂正請求の趣旨・理由を根拠付ける資料が提出されている場合には、当該根拠資料を添付する。

様式第32号（第22条関係）

文 書 番 号
年 月 日

情報公開・個人情報保護審査会 御中

（実施機関の長）

諮 問 書

個人情報の保護に関する法律第101条の規定に基づく利用停止決定等について、別紙のとおり審査請求があったので、同法第105条第1項の規定に基づき諮問します。

(別紙)

1 審査請求に係る保有個人情報 の名称等	
2 審査請求に係る利用停止決定等 (利用停止決定等の種類) ☐ 利用停止決定 ☐ 不利用停止決定	(1) 利用停止決定等の日付、記号番号 (2) 利用停止決定等をした者 (3) 利用停止決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 保有個人情報利用停止請求書(写し) ② 保有個人情報の利用停止をする旨の決定について(通知)(写し)又は保有個人情報の利用停止をしない旨の決定について(通知)(写し) ③ 審査請求書(写し) ④ 理由説明書 ⑤ その他参考資料
7 諮問庁担当課、担当者名、電話番号、FAX番号、メールアドレス、住所等	

(注1) 2の「(利用停止決定等の種類)」については、該当する訂正決定等の□をチェックすること。

(注2) 4の「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適当と考えるため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

(注3) 6の⑤の「その他参考資料」とは、例えば、行政不服審査法第11条の総代、第12条の代理人又は第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、個人情報の保護に関する法律第102条第2項又は第103条の規定に基づく利用停止決定等の期限に係る通知の写し等である。

なお、審査請求人から利用停止請求の趣旨・理由を根拠付ける資料が提出されている場合には、当該根拠資料を添付する。

様式第33号（第22条関係）

文 書 番 号
年 月 日

情報公開・個人情報保護審査会 御中

（実施機関の長）

諮 問 書

個人情報の保護に関する法律第76条の規定に基づく開示請求〔個人情報の保護に関する法律第90条の規定に基づく訂正請求、個人情報の保護に関する法律第98条の規定に基づく利用停止請求〕に係る不作為について、別紙のとおり審査請求があったので、同法第105条第1項の規定に基づき諮問します。

(別紙)

1 審査請求〔訂正請求、利用停止請求〕に係る保有個人情報の名称等	
2 審査請求に係る開示請求 〔訂正請求、利用停止請求〕	(1) 開示請求〔訂正請求、利用停止請求〕の日付、受付番号等 (2) 開示請求〔訂正請求、利用停止請求〕の宛先
3 補正に要した日数、開示決定等〔訂正決定等、利用停止決定等〕の期限	
4 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
5 諮問の理由	
6 参加人等	
7 添付書類等	① 保有個人情報開示請求書〔訂正請求書、利用停止請求書〕(写し) ② 審査請求書(写し) ③ 理由説明書 ④ その他参考資料
8 諮問庁担当課、担当者名、電話番号、FAX番号、メールアドレス、住所等	

- (注1) 1の「開示請求〔訂正請求、利用停止請求〕に係る保有個人情報の名称等」については、開示請求の場合には、当該開示請求に係る保有個人情報の名称を、訂正請求又は利用停止請求の場合には、当該訂正請求又は利用停止請求に係る保有個人情報の名称を記述すること。
- (注2) 3の「補正に要した日数、開示決定等〔訂正決定等、利用停止決定等〕の期限」については、補正を求めた場合には当該補正に要した日数を、個人情報の保護に関する法律第83条第2項〔同法第94条第2項、第102条第2項〕の規定による期間の延長を行った場合には開示決定等〔訂正決定等、利用停止決定等〕の期限を、同法第84条の規定が適用された場合には残りの保有個人情報について開示決定等をする期限〔同法第95条又は第103条の規定が適用された場合には訂正決定等又は利用停止決定等をする期限〕を、それぞれ記述すること。
- (注3) 5の「諮問の理由」については、例えば、「開示請求から相当の期間(※)が経過していないと考えるため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。
- (※) 行政不服審査法第3条に規定する「相当の期間」を指す。以下同じ。
- (注4) 7の③の「理由説明書」においては、例えば、開示請求から相当の期間(※)が経過していないと考える理由について、個人情報の保護に関する法律第84条の規定が適用された場合には、同条を適用した理由、同条の「相当の期間」として設定した期間の妥当性などを具体的に記述すること。
- (注5) 7の④の「その他参考資料」とは、例えば、第三者から反対意見書が提出されている場合の当該反対意見書や、行政不服審査法第11条の総代、第12条の代理人又は第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、個人情報の保護に関する法律第83条第2項又は第84条の規定に基づく開示決定等の期限に係る通知の写し等である。

様式第34号（第22条関係）

文 書 番 号
年 月 日

（審査請求人） 様

（実施機関の長）

情報公開・個人情報保護審査会への諮問について（通知）

年 月 日付けの（行政機関の長及び独立行政法人等）に対する審査請求について、次のとおり情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第2項の規定により通知します。

審査請求に係る保有個人情報 の名称等	
審査請求に係る開示請求決定等〔訂正決定等、利用停止決定等〕	
審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
諮問日利用停止決定等をする期限	年 月 日